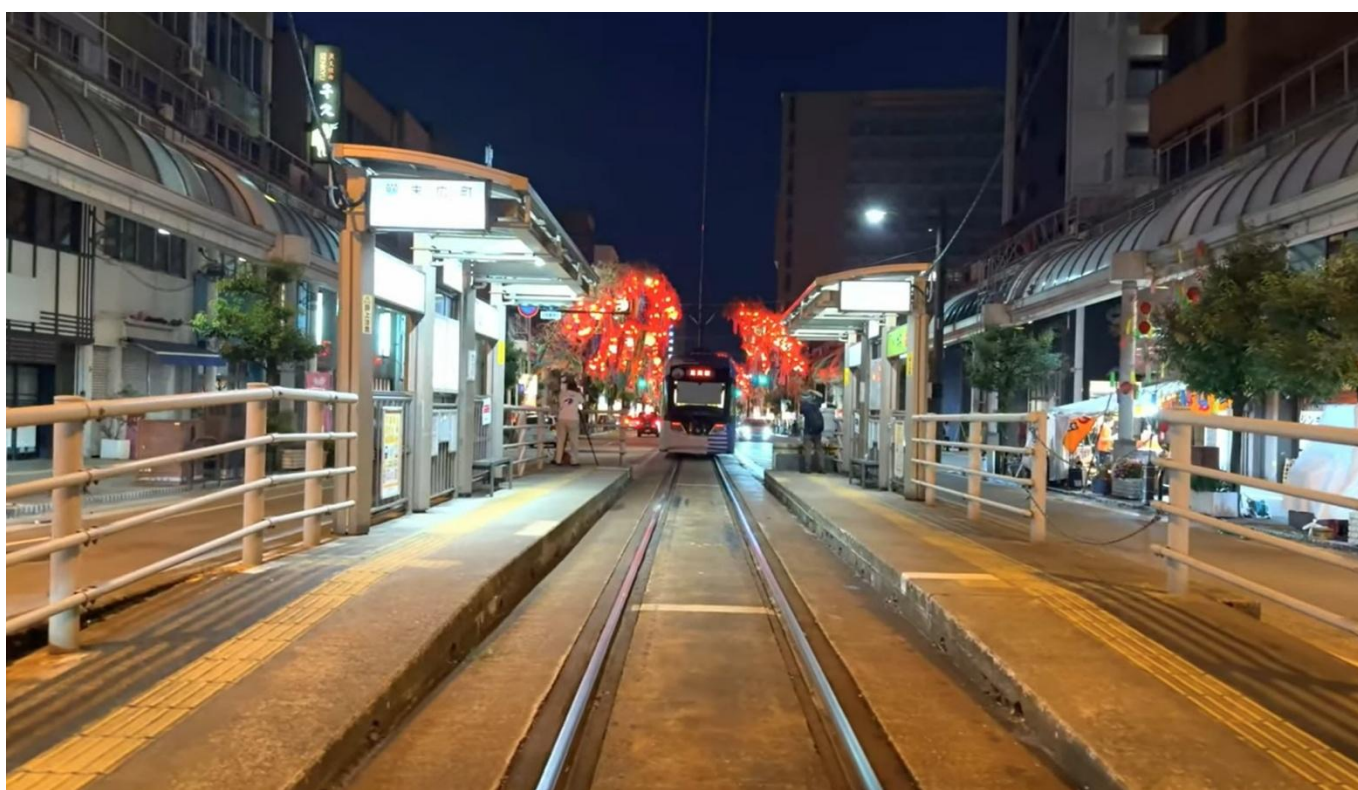


安 全 報 告 書

2025年度



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

この報告書に対するご意見をいただければ幸いに存じます。

安全報告書へのご意見に対する連絡先

万葉線株式会社

TEL:0766-25-4139

FAX:0766-25-4119

Email:manyosen@pl.coralnet.or.jp

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業に対して、日頃からのご利用、ご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、深く御礼申し上げます。

我が国の経済は、賃金と物価の好循環に向けた兆しが明確になりつつありましたが、依然として物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金の着実な回復が最大の課題となりました。地方交通を取り巻く環境は、物価高騰による影響を大きく受け、極めて厳しい状況にあることに加え、人件費の高騰や燃料費の高止まりなど、ランニングコストの上昇も顕著であり、収益性の悪化は避けられない状況です。

こうした中であって当社は、アイトラムを中心とした快適で安定したサービスや信頼される輸送の提供に日々取り組んできました。

また、国、富山県、高岡市、射水市の支援や「万葉線対策協議会」、「万葉線を愛する会」など支援団体の協力を得て事業を展開する中、各種イベントの開催に合わせた復路無料券の配布など、利用者数の回復に努めてきました。

電車の安全運行にあたっては、レールの重軌条化、踏切保安設備の更新など実施するとともに、運転士を対象とした安全運行に係る教育訓練など、ハードとソフトの両面において積極的な取組に努めてまいりました。しかし、会社の最大の使命である「安全輸送」につきまして、車両の入換作業中に重大事故を1件発生させ、皆様に多大なご迷惑・ご不便をお掛けしました。今後は、指導・教育・訓練及び再発防止対策の更なる強化に取り組み、責任事故ゼロとするよう努めてまいります。

今後とも、変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 中村 正治

3. 安全な軌道・鉄道に向けて

(1) 安全基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は安全の要件である。

- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
- ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する。
- ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

(2) 2025年度の安全目標及び達成状況

- ・重大事故、人身事故ゼロ
目標0件 結果1件
- ・道路障害事故昨年度以下
目標(前年度3件以下) 結果0件
- ・インシデントゼロ
目標0件 結果0件

(3) 目標に対する実績(過去3年間)

年 度	2023	2024	2025
重大事故、人身事故ゼロ	1	0	1
接触事故の抑制・輸送障害事故ゼロ	10	8	14
インシデントゼロ	0	0	0

(4) 2025年度の事故発生状況と再発防止措置

道路・踏切・輸送障害事故の内訳(2025年度 15件)

- ① 自動車との接触事故・・・0件(道路障害事故0件)
- ② 車両故障によるもの・・・2件
- ③ 気象に係るもの、自然災害等・・・4件

2025年度の道路障害事故にあたる接触事故は0件と目標を達成いたしました。これまでの接触事故のほとんどは乗用車の直前右折となっており、引き続き沿線を通行の皆様には、交差点付近及び右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い軌道敷外で電車が通過するのを待って右折及び横断を開始するようお願いいたします。

輸送障害事故は15件発生し昨年から7件増加しました。内1件は、急な積雪により、転てつ機付近で入換作業中に低床車両が起動不能となり、手順の誤りにより車両脱線を発生させてしまいました。

これを受け、折り返し運転時の取扱いマニュアルの作成及び積雪時の運行停止マニュアルを作成し、これを厳守することで再発防止に努めてまいります。

その他、豪雨による冠水1件、架線凍結による運休2件、電気、信号設備トラブル2件、車両トラブル2件、他外的要因によるもの7件（踏切内自動車立ち往生、車の横転事故など）の輸送障害事故が発生しております。

車両、電気設備の故障によるトラブルが増加したことから、日々の点検、検査の強化を図り同種トラブルのないように努めます。

[参考]

※インシデント - - - 運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故。

※輸送障害事故 - - - 気象の影響等により車両の運転を休止したもの又は、30分以上の遅延を生じたもの。

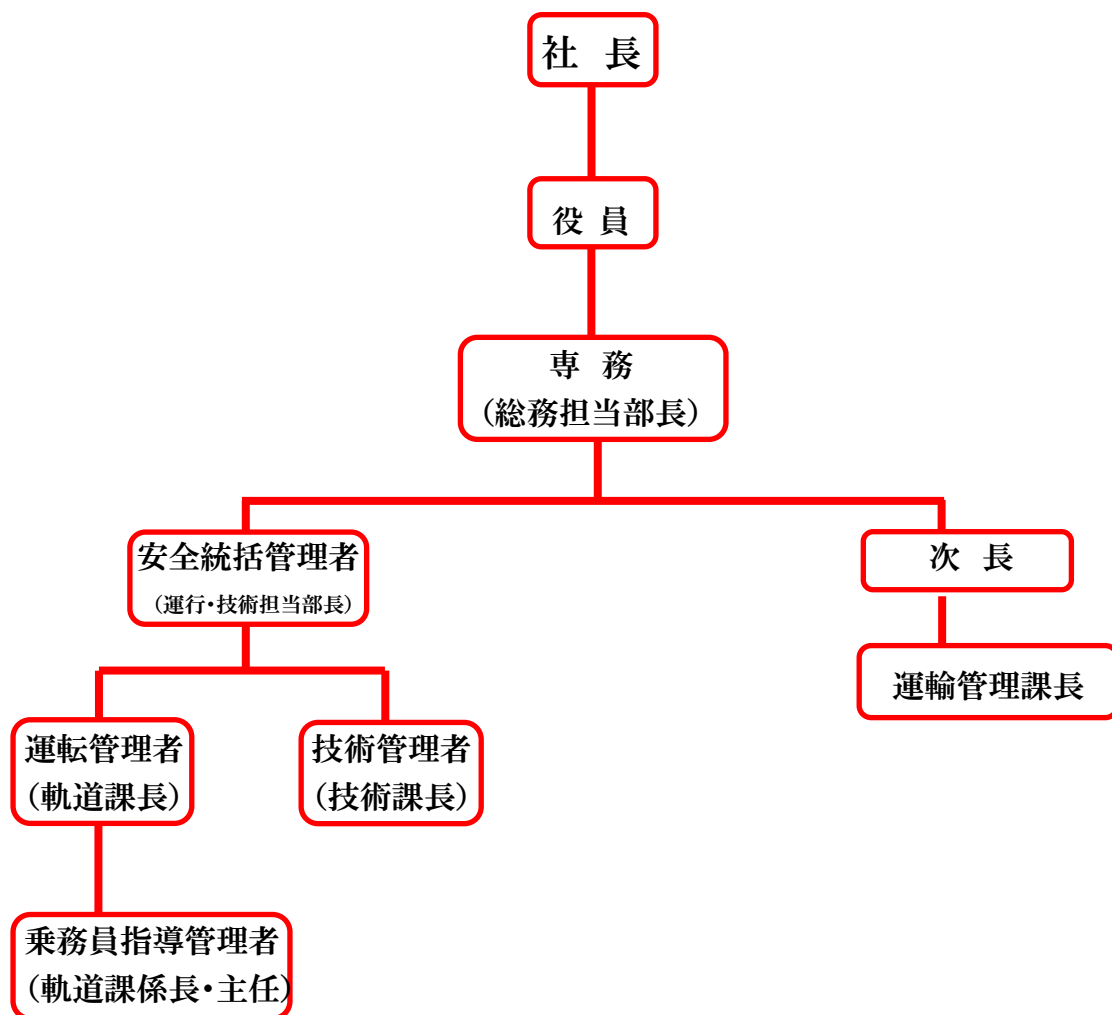
※災 害 - - - 「暴風」「豪雨」「豪雪」「洪水」「高潮」「地震」「津波」その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により軌道施設又は車両に生じた被害をいいます。

4. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組めます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場の実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
専 務 (総務担当部長)	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。
運行・技術担当部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
軌道課係長・主任 (乗務員指導管理者)	運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 課 長 (技術管理者)	安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
次 長	輸送の安全確保のため、運転士等の健康、労務に関する事項を統括管理する。
運輸管理課長	輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。

5. 2025年度の主な安全対策の実施状況

(1) 施設

・線路設備他	重軌条化工事	72,574 千円
	ゲージタイ設置	4,905 千円
	線路補修等	11,441 千円
・信号保安設備等	踏切警報機・遮断機更新	13,300 千円
・電路設備	電柱の更新	8,500 千円
	その他部品購入、機器取替、架線調整	11,674 千円
・車両検査等	全般検査、台車検査等	41,990 千円
	その他部品更新・修理等	35,564 千円

(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4 月 踏切安全指導（新神楽川踏切）
新入小学生への電車乗り方指導及び見守り
事故防止会議
- 5 月 安全輸送サービス向上旬間
- 6 月 新人運転士 車両連結訓練、沿線電気関係現地訓練、車両故障処置訓練
- 7 月 夏の交通安全県民運動 街頭指導
適性検査員講習会参加（中級 1 名）
事故防止会議
- 8 月 安全輸送サービス向上旬間
- 9 月 適性検査員講習会参加（初級 1 名）
射水市総合防災訓練参加 1 名
- 11 月 地震発生に伴う津波避難誘導訓練 全社員
事故防止会議（ポイント不転換訓練、積雪への対応訓練）
- 12 月 年末年始輸送安全総点検

事故防止会議（教育訓練） 4 月・7 月・11 月



夏の交通安全県民運動安全指導 7月



踏切安全指導 4月



(3) 呼気アルコール検知の実施について

運行前における点呼の際に、運転士を対象に呼気アルコール濃度の測定を義務付けており、呼気アルコールが確認された場合には運転業務を認めていません。



6. 2026年度の実施計画

(1) 2026年度の安全目標

- ・重大事故、人身事故ゼロ
- ・道路障害事故（2件以下）・気象・災害以外の輸送障害事故ゼロ
- ・インシデントゼロ

(2) 2026年度の施設整備計画

- ・線路設備等 重軌条化工事（レール交換、合成枕木化、道床の一体更新）外軌レール交換、車庫線レール等交換
不良枕木交換、ホーム通路補修
高岡駅溝レール肉盛溶接、レール縁のアスファルト補修、ホームの融雪設備補修等
- ・信号保安設備 信号機の更新
- ・電路設備 スパン線張替及び架線調整、碍子交換等
- ・変電所設備 コンデンサ・リアクトル機器更新等
- ・車両検査 全般検査、台車検査、月検査、車両の車輪交換
7000形車両の車体補修等

(3) 2026年度の主な教育訓練及び社内での取組計画

- 4月 踏切安全指導（新神楽川踏切）
事故防止会議
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
- 6月 運輸安全マネジメント 内部監査員研修会 2名参加
運転適性検査講習会（初級） 1名参加
- 7月 夏の交通安全県民運動（街頭指導、8号線下）
事故防止会議
運輸安全マネジメント内部監査員研修会 1名参加
- 9月 秋の全国交通安全運動
運転適性検査員講習会 1名参加
乙種電気車1名・乙種内燃車2名 学科試験
- 11月 事故防止会議（実施教習）
12月 年末年始輸送安全総点検
乙種電気車2名・乙種内燃車2名 実技試験
- 2027年3月 事故防止会議（実施教習）

7. こども110番による地域の皆さまとの連携

「こども110番」による地域との連携について（万葉線本社）を、沿線の子供たちの安全を見守り、手を差し伸べる窓口としての登録を行い、こどもたちに安心を提供する窓口としております。

8. 沿線の皆様をお願い

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。**電車は急に止まれません。**
- (2) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。
- (3) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。

-9-

ドライバーの皆様へ 万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ! 路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ! 軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

**お願いします
電車は急に止まれません!!**

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近して来たときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

交通ルールの遵守と 正しい交通マナーを実践して 交通事故防止に努めよう!!

路面電車に関する 交通ルールと 正しい交通マナー



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内に入進する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願いします。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

-9-

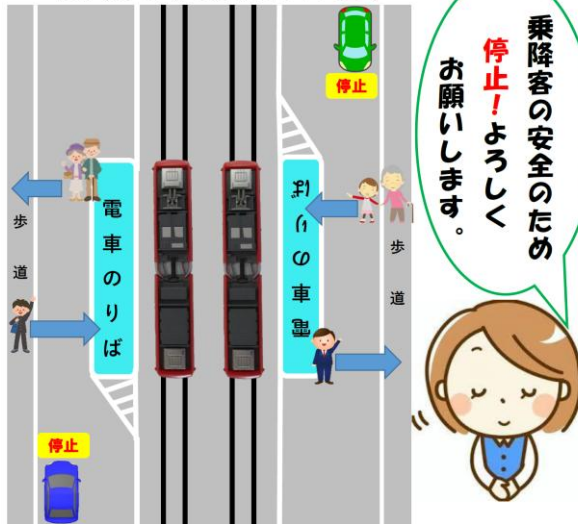
ドライバーの皆様へ

万葉線からのお願い

片原町、新吉久、吉久の平面電停に電車が停車しているときは、後方で停止をお願いします。

道路交通法 第31条では、

- 路面電車に追いついた時は、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停止しなければならない。と定められています。



◇万葉線株式会社 ◇万葉線対策協議会 ◇高岡警察署

片原町停留場
(上り、下り)



新吉久停留場
(上り 高岡駅方面)



吉久停留場
(上り、下り)

